

各台帳・帳票類の記載事項、保存期間早見表

		記載事項	根拠法令規定	保存期間等			
台帳・帳票類	点呼記録簿	～乗務前点呼～		輸送安全規則 第7条	1年間保存		
		1	点呼執行者名				
		2	運転者名				
		3	運転者の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号、番号等				
		4	点呼日時				
		5	点呼方法				
			イ:アルコール検知器の使用の有無 ロ:対面でない場合は具体的方法				
		6	酒気帯びの有無				
		7	運転者の疾病、疲労等の状況				
		8	日常点検の状況				
		9	指示事項				
		10	その他必要な事項				
		～乗務途中点呼～					
		1	点呼執行者名				
		2	運転者名				
		3	運転者の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号、番号等				
		4	点呼日時				
		5	点呼方法				
			イ:アルコール検知器の使用の有無 ロ:具体的方法				
		6	酒気帯びの有無				
		7	運転者の疾病、疲労等の状況				
		8	指示事項				
		9	その他必要な事項				
		～乗務後点呼～					
		1	点呼執行者名				
		2	運転者名				
		3	運転者の乗務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる記号、番号等				
		4	点呼日時				
		5	点呼方法				
			イ:アルコール検知器の使用の有無 ロ:対面でない場合は具体的方法				
	6	自動車、道路及び運行の状況					
	7	交替運転者に対する通告					
	8	酒気帯びの有無					
	9	その他必要な事項					
	乗務等の記録	1	運転者の氏名	輸送安全規則 第8条	1年間保存		
		2	運転者の業務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる表示				
		3	乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離				
		4	運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時				
		5	休憩、仮眠をした場合にあっては、その地点及び日時				
6		車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況					
7		事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合にあっては、その概要と原因					
8		運行途中において新たに運行指示書の作成が必要となった場合はその内容					

台帳・帳票類	運行記録計	1	瞬間速度	輸送安全規則 第9条	1年間保存
		2	運行距離		
		3	運行時間		
	事故記録簿	1	乗務員の氏名	輸送安全規則 第9条の2	3年間保存
		2	運転者の乗務に係る事業用自動車の登録番号又は識別できる表示		
		3	事故の発生日時		
		4	事故の発生場所		
		5	事故の当事者(乗務員を除く)の氏名		
		6	事故の概要(損害の程度を含む)		
		7	事故の原因		
		8	再発防止対策		
運行指示書	1	運行の開始及び終了の地点及び日時	輸送安全規則 第9条の3	運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存	
	2	乗務員の氏名			
	3	運行経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時			
	4	運行に際して注意を要する箇所の位置			
	5	乗務員の休憩地点及び休憩時間			
	6	乗務員の運転又は業務の交替の地点			
	7	その他運行の安全を確保するために必要な事項			
運転者台帳(労働者台帳)	1	作成番号及び作成年月日	輸送安全規則 第9条の5	運転者の在籍している間は永久保存。転任・転籍・退職等の理由で運転者でなくなった場合は、その旨を記入し、その日から3年間保存	
	2	事業者の氏名又は名称			
	3	運転者の氏名、生年月日及び住所			
	4	雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日			
	5	運転免許に関する事項 イ: 運転免許証の番号及び有効期限 ロ: 運転免許の年月日及び種類 ハ: 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件			
	6	事故を引き起こした場合又は道路交通法違反通知を受けた場合は、その概要			
	7	運転者の健康状態			
	8	特別指導の実施及び適性診断の受診の状況			
	9	運転者の写真(運転者台帳作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景)			
	10	運転者でなくなった場合には、その年月日及び理由			
指導監督及び	1	実施日時	輸送安全規則 第10条	3年間保存	
	2	実施場所			
	3	実施内容			
	4	指導及び監督を行った者及び受けた者の氏名			
点検整備記録簿	1	点検の年月日	・道路運送車両法 第49条第1項 ・自動車点検基準 第4条	1年間保存	
	2	点検の結果			
	3	整備の概要			
	4	整備を完了した年月日			
	5	その他国土交通省令で定める次の事項 イ: 自動車登録番号又は車台番号 ロ: 点検又は分解整備時の総走行距離 ハ: 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所			
定期健康診断	1	既従歴及び業務歴の調査	労働安全衛生規則 第44条	5年間保存 ※の項目に関しては、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる(1年前の健康診断は全て実施している場合に限る)	
	2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査			
	3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査※			
	4	胸部エックス線検査及び喀痰検査※			
	5	血圧検査			
	6	血色素量及び赤血球数(貧血検査)※			
	7	GOT、GPT、γ-GDP(肝機能検査)※			
	8	LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライドの量の検査(血中脂質検査)※			
	9	血糖検査※			
	10	尿中の糖及び蛋白の有無の検査(尿検査)			
	11	心電図検査※			

台帳・帳票類	特定業務従事者の健康診断	1	既従歴及び業務歴の調査	労働安全衛生規則 第45条	5年間保存 ※の項目に関しては、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる(6ヶ月前の健康診断は全て実施している場合に限る)
		2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
		3	身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査※		
		4	胸部エックス線検査及び喀痰検査※		
		5	血圧検査		
		6	血色素量及び赤血球数(貧血検査)※		
		7	GOT、GPT、 $\gamma$ -GDP(肝機能検査)※		
		8	LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライドの量の検査(血中脂質検査)※		
		9	血糖検査※		
		10	尿中の糖及び蛋白の有無の検査(尿検査)		
		11	心電図検査※		